

地域主権改革一括法関係条例一覧

No.	議案 番号	条例名	規定内容	根拠法令	一括法	基準政省令	基準類型	施行期日
1	69	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準	介護保険法第78条の4	第1次	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	従うべき基準 標準 参酌すべき基準	平成25年4月1日
2	70	廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	介護保険法第115条の14	第1次	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	従うべき基準 標準 参酌すべき基準	平成25年4月1日
3	71	廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例	指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請者の法人格の有無に係る基準、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員	介護保険法第78条の2及び第115条の12	個別 (※1)	介護保険法施行規則第131条の10の2及び第140条の27の2	従うべき基準	平成25年4月1日
4	72	廿日市市道路の構造に関する技術的基準等を定める条例	市が管理する道路の構造の技術的基準、道路標識等の寸法に関する基準	道路法第30条第3項及び第45条第3項	第1次	道路構造令第41条第2項 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第2	参酌すべき基準	平成25年4月1日
5	73	廿日市市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	移動等円滑化のために必要な市が管理する道路の構造に関する基準	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項	第2次	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	参酌すべき基準	平成25年4月1日
6	74	廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例	都市公園の設置及び規模に関する技術的基準、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準	都市公園法第3条第1項、第4条第1項	第2次	都市公園法施行令第1条の2及び第2条、都市公園法第4条第1項及び都市公園法施行令第6条第2項～第5項	参酌すべき基準	平成25年4月1日
7	75	廿日市市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項	第2次	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令	参酌すべき基準	平成25年4月1日
8	76	廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内における建築等の行為に係る制限、許可等	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第2条	政令 (※2)	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令	従うべき基準	平成25年4月1日
9	77	廿日市市水道事業における布設工事監督者等に関する条例	布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、水道の布設工事監督者の資格、水道技術管理者の資格	水道法第12条第1項、第2項、第19条第3項	第2次	水道法施行令第4条、第6条	参酌すべき基準	平成25年4月1日
10	79	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例	市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者が有すべき資格	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項	第2次	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第2項	参酌すべき基準	平成25年4月1日
11	80	廿日市市下水道条例の一部を改正する条例	公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理に関する基準	下水道法第7条第2項、第21条第2項	第2次	下水道法施行令第5条の8～第5条の11、第13条	参酌すべき基準	平成25年4月1日
12	82	廿日市市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	市営住宅及び共同施設の整備に関する基準	公営住宅法第5条第1項及び第2項	第1次	公営住宅等整備基準	参酌すべき基準	平成25年4月1日

※1…介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

※2…法律改正によらず、政令改正により条例委任されたもの